

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
第6章 通関		第6章 通関	
第3節 一般輸入通関		第3節 一般輸入通関	
法 令 名	輸 入 の 規 制 に 関 す る 条 項	確 認 す る 許 可 書 又 は 承 認 書 等	法 令 名
イ. ～ホ。 (省略) ～. 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)	(省略) 第3条((適用除外)) 第22条((輸入))	(省略) (1) (省略) (2) 輸入物品が同規則第46条第1項((検査を要しない輸入高圧ガス))に規定する緩衝装置内における高圧ガスである場合 <u>又は</u> 同条第2項第1号に規定する自動車用エアバッ ク ガス発生器内における高圧ガスである場合、 <u>同</u> 条第2項第2号に規定する自動車と一体として設計され、かつ、自動車又は自動車用部品に組み込まれている消火器内における高圧ガスである場合 <u>(自動車に設置される当該消火器の交換品として自動車又はその部品に組み込むためのものである場合を含む。)</u> は、前記(1)にかかわらず、各々同条第1項、第2項第1号又は第2号に規定する要件に	輸 入 の 規 制 に 関 す る 条 項
		(他法令による許可、承認等の確認) 70—3—1 輸入貨物についての法第70条第1項又は第2項の規定の適用については、次による。 (1)～(2) (省略) 別表第1 (省略) 別表第2	輸 入 の 規 制 に 関 す る 条 項
		(他法令による許可、承認等の確認) 70—3—1 輸入貨物についての法第70条第1項又は第2項の規定の適用については、次による。 (1)～(2) (省略) 別表第1 (省略) 別表第2	確認する許可書又は承認書等

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
	<p>合致していることを輸入者が確認した「緩衝装置輸入規制適用除外確認証明書」、「自動車用エアバッグガス発生器輸入規制適用除外確認証明書」又は「自動車用消火器輸入規制適用除外確認証明書」<u>等</u></p> <p>(3) 輸入物品が第3条第1項第8号及び高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）第2条第3項第8号（（適用除外））の規定に基づくエアゾール製品等である場合には、前記(1)にかかわらず、輸入者が平成9年3月通商産業省告示第139号第4条に定める要件に合致していることの確認を行った本邦若しくは外国の検査機関、輸入されるエアゾール製品等の製造者（当該製造者の検査員を含む。）又は輸入者の作成した「試験成績書」 (注) 前記(2)において緩衝装置輸入規制適用除外確認証明書、自動車用エアバッグガス発生器輸入規制適用除外確認証明書又は自動車用</p>	<p>込まれている消火器内における高圧ガスである場合は、前記(1)にかかわらず、各々同条第1項、第2項第1号又は第2号に規定する要件に合致していることを輸入者が確認した「緩衝装置輸入規制適用除外確認証明書」、「自動車用エアバッグガス発生器輸入規制適用除外確認証明書」又は「自動車用消火器輸入規制適用除外確認証明書」</p> <p>(3) 輸入物品が第3条第1項第8号及び高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）第2条第3項第8号（（適用除外））の規定に基づくエアゾール製品等である場合には、前記(1)にかかわらず、輸入者が平成9年3月通商産業省告示第139号第4条に定める要件に合致していることの確認を行った本邦若しくは外国の検査機関、輸入されるエアゾール製品等の製造者（当該製造者の検査員を含む。）又は輸入者の作成した「試験成績書」 (注) 前記(2)において緩衝装置輸入規制適用除外確認証明書、自動車用エアバッグガス発生器輸入規</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
		<p>消火器輸入規制適用除外確認証明書が<u>提出されない場合は、第22条第1項に基づく都道府県知事の検査を受けなければならない可能性があるので留意する。</u></p> <p><u>また、</u>前記(3)において試験成績書が提出されない場合は、第22条第1項に基づく都道府県知事の検査を受けなければならないので留意する。</p>			制適用除外確認証明書又は自動車用消火器輸入規制適用除外確認証明書が前記(3)において試験成績書が提出されない場合は、第22条第1項に基づく都道府県知事の検査を受けなければならないので留意する。